

厚 生 委 員 会

平成30年12月11日 (火)

## 厚生委員会

日 時 平成30年12月11日(火)午前10時00分開会—午前11時42分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 出口委員長、竹原副委員長、坂原、和田、道工、松尾、奥野、中原

欠席委員 なし

傍聴議員 反保、辻下、小川

出席理事者 田代町長

中口副町長

松田副町長

笠間教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

栗山総務部理事

波戸元しあわせ創造部総括理事

辻里しあわせ創造部住民課長兼生活環境課長

松本しあわせ創造部保険年金課長

池下しあわせ創造部福祉課長兼健康ふれあいセンター所長

寺田しあわせ創造部子育て支援課長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

出口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席であります。

理事者についても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯はマナーモードかスイッチを切っていただきたいと思います。

傍聴はございません。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

寺田課長。

寺田子育て支援課長 それでは、平成30年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をごらんください。

12分担金及び負担金、1負担金、民生費負担金としまして、65万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、学童保育室を利用する児童数が当初見込みよりも一月当たり平均8人上回っているため、学童保育保護者負担金といたしまして49万8,000円。学童保育おやつ代等といたしまして15万3,000円の補正をお願いするものでございます。

池下福祉課長 14国庫支出金、1国庫負担金、1民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金といたしまして、93万1,000円の増額補正でございます。

給付費の増加に伴うもので、歳出の補装具費に充当いたします。補助率は2分の1です。2国庫補助金、1民生費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金といたしまして1,149万6,000円の増額補正です。

この交付金につきましては、防災上の観点から、認知症グループホーム等における老朽化に伴う大規模な修繕を行う事業所にその経費を補助する交付金でございます、歳出の老人福祉施設整備事業に充当いたします。補助率は10分の10です。

松本保険年金課長 続きまして、3委託金、民生費委託金としまして54万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、平成28年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、平成31年4月から産前産後期間の年金保険料免除が実施されることに伴い市町村システムの改修が必要となったため、改修費用について国民年金等事務取扱交付金において措置されることとなったことにより増額するものでございます。

なお、これにつきましては、歳出の1社会福祉費、3国民年金費、国民年金OA経費に充当いたします。補助率は10分の10です。

池下福祉課長 15府支出金、1府負担金、1民生費府負担金、障害者自立支援給付費負担金といたしまして46万5,000円の増額補正でございます。

給付費の増加に伴うもので、歳出の補装具費に充当いたします。補助率は4分の1です。

2ページをお開きください。

2補助金、2民生費府補助金、身体障害者手帳無料診断事業補助金といたしまして13万2,000円の増額補正でございます。

申請される方の増加に伴うもので、歳出の障害者福祉費に充当いたします。補助率は10分の10です。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入は1,422万円の増額補正でございます。

出口委員長 続けて歳出をお願いいたします。

池下福祉課長 歳出についてご説明いたします。

委員会資料の3ページをご参照ください。

3民生費、1社会福祉費、障害者福祉費といたしまして、13万2,000円の増額補正です。

内容は、身体障害者手帳無料診断書事業にかかる事業費で、利用者が昨年度に比べ大きく増えており、予算が不足することが見込まれるための増額補正でございます。

この事業は、非課税世帯の方が身体障害者手帳の申請のときに必要な身体障害者診断書料の費用を全額負担するもので、平成29年度は21件の実績がございましたが、本年度におきましては9月までの申請が既に18件あり、大幅な増が見込まれております。

歳入の府補助金、身体障害者手帳無料診断事業補助金を充当いたします。

松本保険年金課長 続きまして、同じく社会福祉総務費、国民年健康保健特別会計繰出金といたしまして44万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員給与等の減額措置及び人事院勧告等によります人件費の調整に伴い職員給与等繰出金を減額するものでございます。

池下福祉課長 次に、補装具費としまして186万4,000円の増額補正でございます。

座位保持装置や義足など、高額な補装具の支給があり、9月までに既に233万円の予算が執行され、予算額が不足する見込みであるための増額補正でございます。

障害者自立支援給付費負担金を充当いたします。

続きまして、2老人福祉費、老人ホーム入所措置事業といたしまして9万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、現在、養護老人ホームに1名入所しておりますが、措置費の変更のため、当初予算に不足が生じるための必要額の補正を行うものです。

続きまして、介護保険特別会計繰出金といたしまして284万8,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、職員の異動や職員給与費等の減額措置及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものでございます。

内訳といたしまして、介護保険特別会計繰出金、職員給与費等288万円の増額。地域支援包括任意事業1万9,000円の減額、地域支援介護予防総合事業費1万3,000円の減額です。

続きまして、地域密着型サービス事業所防災改修等支援事業補助金といたしまして、1,149万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、このたび国において認知症高齢者グループホーム等など小規模な地域密着型サービス事業所に対して、防災補強改修や利用者等の安全性の確保の観点からの老朽化に伴う大規模修繕を実施する事業所に対して、その費用について予算の範囲内において交付されることとなりました。

町内で希望する事業所を募り、国庫交付金を全額活用して補助を行うものです。

具体的には、認知症高齢者グループホーム1事業所、小規模多機能型介護事業所1事業所から活用したい旨の応募がございました。

補助の内訳として、認知症高齢者グループホームにおきましては、外壁の防水等工事、台所、便所、エレベーター設備の改修工事で、小規模多機能型介護事業所におきましては、外壁の防水等工事及び避難経路の整備の改修工事を予定しております。

なお、補助予定額といたしましては、認知症高齢者グループホームに対しましては67

5万6,000円、小規模多機能型介護事業所に対しては474万円を予定しております。  
松本保険年金課長 続きまして、3国民年金費、国民年金OA経費といたしまして54万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、平成28年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立したことにより、平成31年4月から産前産後期間の保険料免除が実施されることに伴い市町村システムの改修が必要となったため、改修費用について増額するものでございます。

なお、財源といたしましては歳入の3委託金、民生費委託金、国民年金等事務取扱交付金を充当いたします。

寺田子育て支援課長 続きまして、委員会資料の3ページから4ページにかけてごらんください。

2児童福祉費、児童福祉施設費、保育所改修費として54万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、淡輪保育所において消防法第4条による立ち入り検査が実施され、泉州南消防組合管理者から火災予防上の不備、欠陥事項の指摘を受けました。

指摘された中でも、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の届け出や安価に修繕できるもの、または対象物の撤去で完了するものにつきましては直ちに取り組みました。しかしながら、遊戯室で指摘を受けましたカーテンにつきましては防災性能が確認できなかったため、防災性能を有しているカーテンへ取りかえるための備品購入費として要求するものでございます。

続きまして、放課後児童健全育成費、放課後児童健全育成事業運営費として15万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、歳入でもご説明しましたとおり、学童保育室を利用する児童数が本年度当初に想定していた人数よりも1カ月当たり平均で8人多かったため、これを12カ月分として試算しますと、本年度内に延べ96人分相当の消耗品費等に不足が生じることが見込まれております。

このため、学童保育の安定した運営を行い、保護者の方に安心して利用いただけますよう今回要求するものでございます。

費用の用途といたしましては、教材費、おやつ代等といたしまして15万5,000円を支出いたします。

なお、本事業の財源といたしましては、学童保育おやつ代等を充当いたします。

以上、当委員会付託分の歳出合計は1,724万1,000円の増額補正でございます。  
出口委員長 説明ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん質疑はございませんか。

和田委員。

和田委員 1ページの障がい者の施設支援給付費負担金、これは93万何ぼですけど、一応最初から言うたら2億2,335万9,000円ですか。大きいお金になっているのですが、これについて、大体どういうものに使っているのか。バリアフリーとか、そんな大きな階段、手すりやら使っているんですけど、主なものとしてどういう事業に充てているのか、その1点お願いします。

この2ページの身体障害者手帳ですか、無料診断。これは、一応、これも何人ぐらいかというのと。

それと、3ページの介護保険のところですけど、地域密着型サービス事業所、防災があるんですけど、一応大型というのか、大型と小規模というのですか、そういうのに分けて援助しているらしいのですけど、これも何件ぐらいになるのか。事業所が何件になるのかお聞きいたします。

出口委員長 3点の質問、池下課長。

池下福祉課長 1点目の負担金のところで社会福祉費負担金でございますが、補装具費に充当するものなのですが、補装具と言いますのは身体障がいの方が障害機能を補うための道具でございます、例えばわかりやすく言えば義足であるとか、あるいは車いす、電動車いすですね、あと補聴器、そういった関係のもので、身体障がい原因の部分の部分を補って日常生活を行っていただくものでございます。ここには住宅改修費は含まれておりません。

2番目の身体障がい者の無料診断の件数でございますが、平成29年度の実績としましては21件の実績がございました。本年度はまだ年度途中なのですが、全体では36件見込んでおります。単価としては、大体6,800円程度の単価を見込んでおりまして、病院によりまして金額は異なっております。

3点目の地域密着型の事業所の箇所数でございますが、宿泊を伴う地域密着の事業所は町内2カ所でございます。1カ所が高齢者認知症グループホームなぎさというところで、淡輪にございまして、もう一つ小規模多機能型介護施設、こちらのほうは多奈川にひらりという事業所が1カ所あります。町内では2カ所となっております。

出口委員長 ありがとうございます。

和田委員、よろしいですか。

和田委員 すみません、この1ページの障がい者の自立支援給付費、ここに補装具費って書いてますな。

主なのは補装具費ですか。補装具費で2億2,000万円というのは、もう一度すみませんけど言うてくれますか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 こちらの補正前の予算額につきましては補装具費だけでなくて障がい福祉サービス費、障がい者の通所のデイサービスであるとかホームヘルプサービスであるとか、そういった障がい者福祉サービス費全てを含んでおります。

出口委員長 和田委員。

和田委員 わかりました、結構です。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 1点だけ確認をお願いします。

4ページの放課後児童健全育成事業運営費ですね。これは学童保育の人数が増えたという話でしたけども、もう少し詳しく、例えば地域別とか個別とか、どこで何人増えたとかわかりましたらお願いします。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 学童保育の申し込み状況について、11月30日現在で集計したものがございまして、内訳の説明をさせていただきます。

まず、登録者数といたしまして、淡輪で127名の登録がございまして、深日で24名の登録となっております。

そして、多奈川で7名の登録となっております。そのうち休室届を出されている方が淡輪で36名、深日で5名、多奈川で4名となっておりますので、11月30日現在で利用されている人数の合計といたしましては、淡輪91名、深日で19名、多奈川で3名。ただし、深日と多奈川は合同で行っておりますので、合計22名となりまして、現在113名の児童の方がご利用いただいております。

出口委員長 坂原委員、よろしいですか。

ほかの委員さん、ございませんか。

中原委員。

中原委員 今、質問のあった学童保育の利用状況なのですが、ちょっと私、この予算の見方がよくわからないのですが、歳入のところでは、学童保育保護者負担金ということで、(賃金)と書いてあるのです。

それで、私、これを見ていたときは利用者が増えてどこかで指導員を増やす必要が生じ

て、それに対応するものというイメージを持っていたのですが、先ほどの説明を聞くと、ちょっとそういうものとは違うのかなと思っていて、もう少し詳しく、増えた状況、先ほどの説明で平均して8人増えているという説明で、教材だとかそういうものが足りなくなってくるということで予算措置が必要になったという説明があったのですが、その増え方としてどこが顕著に増えているからそれに対応して何かをしたということであるのか、そういうことではなくて全体押し並べて全体として増えているので全体に予算措置をしたと考えていいのか、少し予算の見方と説明で私の理解に食い違いが生じてしまったものからご説明をいただきたいと思います。

それからもう1点、4ページの歳出で淡輪保育所遊戯室カーテン購入ということが計上されておりまして、説明の中で防災性の機能について指摘があったということでした。

これは、定期的に点検等は入られていると思うので、老朽化に伴うものと理解しているのかということが1点と、それから、さまざま細かい即座に対応できる点については消防法に準じて指摘された点については適切に対応されたという説明もありましたけれども、今回、改善が求められる点はこの1点だけでよかったのか。ほかの保育所についても防災性機能等について消防法を逸脱するような安全性に不安があるようなことはなかったのか、その点についてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 まず予算の見方についてご質問あった件につきましてですが、歳入では確かにおっしゃいますとおり65万1,000円の増額となっております。

そのうち、49万8,000円につきましては学童保育の指導員の賃金の特財といたしまして49万8,000円を歳入しております。

そして、学童保育のおやつ代等といたしまして15万3,000円を特財として利用しているのに加えまして一般財源から2,000円を歳出しております。

そして、おやつ代の中身といたしましては、こちらにも記載させていただいているのですが、消耗品費で2万円、食糧費といたしまして11万6,000円、光熱水費といたしまして1万7,000円、公金取扱手数料といたしまして2,000円ということですので、一般財源の内訳といたしまして、賃金につきましては子育て支援課の事業に附属しているものですが、執行は直接行っておりませんので、財源調整を行って49万8,000円の移動と、2,000円の一般財源を利用したことによりましてマイナス49万6,000円という表記でさせていただいております。

続きましてカーテンの件でございますが、こちらにつきましては最初に、1点目に質問がございました毎年定期的な点検を行っているかという点につきましては、業者に依頼い

たしまして、防災機能であるとか、火災報知機であるとかの定期点検は行っております。

その上で、不具合があれば、その都度修繕しておるわけですが、今回行われました消防署による点検につきましては、定期的に行われるものではございませんでしたので、今回、通常の修繕とは別に行わせていただいております。

ですから、今回の場合、老朽化をメインに取りかえたというよりも、カーテンそのものの素材を見た上で防災機能を示すタグが確認できなかったのもので、本来、防災機能を有しているものへの念のために火災が起こらないよう取りかえるものでございます。

そして、即座に対応したということに対しまして、どのような指摘があったかということについてでございますけれども、内容を申し上げますと、まずは、先ほど申しました消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を2回以上定期的を実施すること、そして対象物で、この保育所ですね、対象物で使用しておりますカーテン、じゅうたん及びクッションフロア、こちらについては政令で定める防災・防災性能を有するものとするということのように指摘を受けております。

このうち、じゅうたん及びクッションフロア等で単純に施設に張りつけてあるもの以外で移動可能な、例えば手洗い場に置いてあります足元の給水マットであるとかについては防災機能がないということで撤去しております。

場合によっては、防災性能に適したものに買いかえるなどで対応しております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、1点目の学童保育のことなのですが、予算上の仕組みについてはわかりました。

それで、今年度利用者が増えてきているということですが、実際に指導員の方をどこかで増やしたとか、そういったことがあったのかどうかお聞きしたいということと、それから消防の問題で、消防署の点検については不定期に行われるということでありました。

今回、淡輪保育所について提案をされているのですが、保育所3カ所ありますけど、3カ所とも消防署から点検が入ったのかどうかといったことについてもお聞きしたいのと、それから、前回はいつ入ったのかお尋ねしたいと思います。

というのは、今、説明いただいた中で、カーテンについて淡輪保育所の遊戯室のカーテンについては防災性能がそもそもなかったということのように聞こえたのですが、どうしてそういうことが起こるのか、ちょっとよくわからなくて、公共的な施設って、私のちょっと思い込みかもわかりませんが、特に小さな子どもが利用する施設でもあるので、防災性能については安全性が確保されたものをもともと設置されているものではないのかなって思っていたもので、それで老朽化によるものですかって聞いたのはそういう意味な

のですね。

なので、ちょっといきさつも含めてもう少しお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 まず1点目、学童保育の指導員数につきましては、人員の増員自体については当初からは行っておりません。当初117名でスタートする予定をしておりましたので、それに見合う数を配置しておりました。

ですので、先ほど申しましたように利用人数が113名でありますので、現状としては不足を生じているものではございません。

そして、2点目、消防署の点検について3カ所とも保育所が行われたかということにつきましては、今年度、まず淡輪保育所が行われまして、続きまして子育て支援センターが行われておりますが、深日、多奈川については今回、消防署による点検は行われておりません。

そして、カーテン等の防災性能の件についてですけれども、現状、確認しましたところ、そもそもなかったのかどうかという点でありますと、カーテンをつけた時期が相当古く、そして、実際タグは文字が読み取れないということで、防災性能を有しているかどうかの判断ができないという指摘がありましたので、現状では設置しておりましたのが防災性能がなかったのか、もしくは防災性能のないものを選んだのかというのは判断つきかねるところでございますが、今回、改めて防災性能をしっかりとしたものをつけるということで予算計上しております。

出口委員長 寺田課長、保育所は何年に一回ぐらい消防署の点検に来られるのですか。

寺田子育て支援課長 消防署の点検につきましては、記録等、もしくは在職している職員等に確認しましたが、あくまでも不定期で、消防署の計画に従って消防署の判断で来られるということでしたので、何年に一度というお答えはいただいております。

出口委員長 最後の点検はいつごろでしたか。

寺田子育て支援課長 最後の点検、こちらで記録自体を取っている分につきましては、今回は初めてということになります。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員。

中原委員 消防署から、今後の点検の予定等はお聞きでしたら、今聞いたところによると、深日と多奈川の保育所は今年度については入られていないということでもありますので、今後、ぜひ来ていただきたいなと思うのですが、今後の予定を聞いていたら教えていただきたいということと、それから、毎年業者に委託して安全点検を行っているということも

先ほどお聞きしたところなのですが、その安全点検の中では消防署が行うものとは違う安全点検なのか、毎年安全点検を行っているけれども、消防署が入ると別のものを指摘されるということなのか、点検の内容が違うのか、ちょっとよくわからないのですが。

ちょっと今みたいな状態では、何だか少し不安を感じるわけなのです。ですので、通常の毎年の安全点検の項目と消防署の安全点検の項目等が違うのか、点検内容についてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

出口委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今後の消防署の点検予定については、予定としては入っておりませんので、改めて消防署に事前の通知があるかないかにつきまして確認させていただきたいと思います。

そして、業者の毎年点検につきましては、火災報知機、もしくは火災の場合の避難の誘導灯が点灯可能であるとか、そういう機器的なものについて点検を行い、消防署に報告するというものでございます。

そして、今回行われました消防署からの点検につきましては、例えば建物の床材であるとか天井材、その他、カーテン等の設備につきまして防災性能に適しているかどうかという、業者がするのとはかぶらないような、施設そのものを点検するという形で行われております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 業者に委託しているものと消防署による点検の内容が違うということがよくわかりました。

そういうことであるならば、より一層、深日と多奈川の保育所についてできるだけ早く点検に消防署から来ていただく必要があるのかなということを改めて思いましたので、予定をお聞きになると同時に、予定がされていないとか、予定が大分先なのだということだったら、できるだけ早く来ていただくようにしていただきたいと思います。

深日と多奈川、施設が比較的新しいということになりますから、恐らく設置したときに防災機能を有したものを当然設置されているだろうと思うのですが、それでちょっと後回しになっているのかもしれませんが、念のため、この機会にぜひ消防署に要望しておいていただきたいと思います。

出口委員長 中原委員、よろしいですか。

教育長、今の寺田課長の保育園に対することで、補足説明ございませんか。

笠間教育長 公共施設につきましては淡輪公民館、そして文化センター、淡輪幼稚園というようなことで同じように消防設備の点検は入っております。

今回の補正でも、別の委員会でございますけども、同じように要求させていただいてるところでございます。

出口委員長 ありがとうございます。

ほかの委員さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「平成30年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第79号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松本課長。

松本保険年金課長 平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回は、主に人事院勧告等による人件費の調整と前年度の医療費等の確定に伴う清算として返還する必要が生じたので、今回、補正をお願いするものです。

では、資料の5ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、7繰入金、1他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして44万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員給与の減額措置及び人事院勧告等によります人件費の調整に伴い職員給与等繰入金を減額するものでございます。

次に、8繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして979万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、本補正予算の調整財源として増額するもので、歳出の9諸支出

金、1償還金及び還付加算金に充当をいたします。

続きまして、歳出でございます。1総務費、1総務費、一般管理費といたしまして44万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、職員給与の減額措置及び人事院勧告等によります人件費の調整に伴う減額で、給料15万6,000円、職員手当等7万7,000円、共済費20万7,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、9諸支出金、1償還金及び還付加算金、償還金といたしまして979万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、前年度の退職者医療療養給付費の所要額の確定に伴う精算分として返還をするものでございます。

なお、財源といたしましては、歳入の8繰越金、1繰越金、前年度繰越金を充当いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出それぞれ935万2,000円の増額補正でございます。

以上でございます。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの松本課長の説明に対しまして、委員の皆さん質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 5ページの歳出で、退職者の医療給付費、この基金の返還金ですけど、これ、前にも返還するのが大きくなって言ったことがあるんですけど、これもまた何人ぐらいの退職者でこれになっているのですか。

出口委員長 松本課長。

松本保険年金課長 まず、退職者医療制度につきましてご説明をさせていただきます。

退職者医療制度と言いますのは、以前会社などにお勤めをされていた方で、厚生年金等の年金を受けられている65歳未満の方と、その被扶養者の方が受ける制度となっております。

この方々につきましては、退職者医療制度自体が平成27年3月末で一応終了しております。現在は経過措置期間という形になりますので、年々、対象者の方減少しております。

これにつきましては、現在、平成30年10月末現在の対象者でございますが、退職被保険者本人の方が10名、その被扶養者の方が1名となっておりますので、当初予算で見込んでおります費用よりも年々減少しておりますので、年々返還をさせていただく金額が

大きくなっているのかなと原課では考えております。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)について」  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号は、本委員会において可決をされました。

続いて、議案第80号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)  
について」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松本課長。

松本保険年金課長 それでは、平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)の  
件につきましてご説明させていただきます。

今回は主に後期高齢者医療被保険者に対する保険料返還金について補正をお願いする  
ものです。

資料の6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、5繰越金、1繰越金、繰越金といたしまして115万3,  
000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、本補正予算の調整財源として増額をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

3諸支出金、1償還金還付加算金、保険料還付金といたしまして115万3,000円  
の増額補正でございます。

内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者に対する保険料還付金について、当初  
見込みを上回る返還額が必要となったため増額をするものでございます。

なお、財源といたしましては、歳入、5繰越金、1繰越金を充当いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして歳入歳出それぞれ115万3,000円の増額補正でございます。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの松本課長の説明に対しまして委員の皆さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第80号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第80号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第82号「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

池下課長。

池下福祉課長 委員会資料の7ページをご参照ください。

平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)につきましてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、職員の人事異動や職員給与費等の減額措置及び人事院勧告に伴う人件費の調整にかかる経費につきまして計上するものです。

歳入についてご説明いたします。

1保険料、1介護保険料、現年度分特別徴収保険料4万2,000円の減額、現年度分普通徴収保険料4,000円の減額補正です。

次に、4国庫支出金、2国庫負担金、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業2万7,000円の減額、同交付金、包括的支援事業、任意事業3万8,000円の減額補正です。

次に、5支払基金交付金、地域支援事業交付金2万9,000円の減額補正です。

8ページをお開きください。

次に、6府支出金、2府補助金、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業1万3,000円の減額、地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業1万9,000円の減額補正です。

次に、10繰入金、1一般会計繰入金、地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業1万3,000円の減額、同繰入金、包括的支援事業任意事業1万9,000円の減額補正です。

次に、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金288万円の増額補正です。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入は267万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の9ページをご参照ください。

1総務費、1総務管理費、一般管理費人件費につきましては職員の人事異動や職員給与費の減額措置及び人事院勧告に伴う人件費の調整のため288万円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、給料155万7,000円の増額。職員手当等77万3,000円の増額。共済費55万円の増額でございます。

次に、4地域支援事業、2一般介護予防事業費、介護予防普及啓発事業人件費といたしまして、職員給与費の減額措置及び人事院勧告に伴う人件費の調整のため、10万6,000円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料6万6,000円の減額、職員手当等1万5,000円の減額、共済費2万5,000円の減額補正でございます。

次に、3包括的支援事業、任意事業費、地域ケア会議推進事業人件費につきましても職員給与費の減額措置及び人事院勧告に伴う人件費の調整のため9万8,000円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料4万8,000円の減額、職員手当等9,000円の減額、共済費4万1,000円の減額補正です。

以上、当委員会付託分としまして歳出予算は267万6,000円の増額補正でございます。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの池下課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第82号「平成30年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第82号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第85号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 ちょっと初歩的なことをお尋ねするのですが、この規約の第11条で、庶務ということが書かれていて、今回、来年度から3年間庶務を岬町において行うということになっているのですが、庶務ってというのは、具体的にどのようなことを指すのか、ちょっと改めていろいろ過去のやつを調べていて、そのことそのものが私うまく理解できていないということに気がつきまして、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 介護認定審査会は共同設置でございますので、阪南市泉南市岬町それぞれ事務を担当するということなのですが、それを総括して行うところ、どこにしようかというところで庶務担当の市町を決めております。

具体的には、認定審査会の運営のことを庶務ということで指していただいております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 認定審査会はそれぞれのところで運営するのかなって思っていて、というのが、以前、審査会そのものは町が直営でやっているって聞いたことがあったように思うのですが、

それは違う。

もう少し詳しく教えてもらえますか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 介護保険制度は平成12年度から開始され、介護認定審査会は平成11年度からしております。

当初、町単独でしようと試みましたが、専門職、医療職、保健職がいなかったということで阪南市、泉南市と一緒に認定審査会をしていこうということで、当初から阪南市、泉南市、岬町の委員さんが阪南市役所の、当時は阪南市役所の分室で事務所を構えて行っておりました。

その後、平成19年度から阪南市の事務負担が大きいということで、3年ごとに阪南市、泉南市、岬町で庶務を担当するという、そういうところが変わっております。

認定審査会は1カ所で行っております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 そうしたら、認定審査会では二つの市と一つの町の申請が出てきたものを全て取り扱うということなのですね。

私、何か過去の会議録をずっと見ている、審査会は岬町が直営でやっていますみたいな答弁があったように思って、読み間違いかもしれない、私の。

そうしたら、この共同設置、何を共同で庶務やっているのだろうということを思ったもので、えらい初歩的なことをお聞きして、失礼いたしました。

それで大体イメージは湧きました。

実務については膨大なというか、大変だろうと思うのですが、認定審査会を総括するという立場にありますけれど、認定の期間ですね、以前お聞きしたときは37日ぐらいで結果出せているかなというふうなのを聞いたように記憶しているのですが、その期間についてはいかがでしょうか。

32日間だったら、まだ早いほうとまでは言いませんけど、徐々に短くできるように努力しての結果なのかなと思ったりもしているのですが、認定の申請があつてから結果が出るまでの日数がどの程度になっているかということと、それから、これまで泉南で今は庶務を行っていただいているということになりますけれど、過去3年間においては少なくとも円滑な運営が行われてきたか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 まず、認定審査会の所要日数ですが、こちら最近非常に認定者数が増えておりまして、平成29年度のデータですが、46.4日かかっております。

これは、泉南市も阪南市も同程度の日数かかっておりまして、年々ちょっと増加傾向にあります。

あと、運営は円滑かどうかということでございますが、介護認定審査会、月曜日から金曜日、原則毎日やっております、平成29年度が226回、8,449件の審査判定を行っていましたが、年々申請者数が増加する中で、運営についてはそれをいかに早くするのか、いかに迅速にするのかというのに苦慮しております。

来年度につきましては、人員増も含めて、あと、審査会の増も含めて検討して、もうできるだけ、一日でも早く判定を行うということをしていただきたいと思います。

ただ、現に急にサービスが必要な方、がん末期の方などにつきましては認定の期間の短縮、認定の審査に行くまでの期間短縮等行って、その方については早期に判定できるような配慮等は行っております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 来年度については人員の増員も検討しているということでありましたけれども、これは、そうすると運営そのものの予算そのものも大きくなってきますけど、それについても来年度予算で措置するべく協議というか、なさっていると考えていいのか。

ちょっと私もよく覚えていないのですが、審査会の委員って160人以内かなんかでしたでしょうかね。

それに対して現在の定数が何人で、何人必要なのか、もっと事務を早めるとしたら。何か、そのあたりについてもこの機会にお聞きしておきたいということと、それから、できるだけ早く結果を出したいということは当然なのですけれども、早さを意識する余りに判定の結果が実情に見合わないものになってはよくないわけで、その点についてはよくご留意いただきたいと、これは要望にとどめておきたいと思います。

ちょっと今後のことについてももう少し踏み込んでお聞きしておきたいと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 平成31年度の体制につきましては、ちょっとまだ予算を要求している最中でございます、阪南市、泉南市とも協議をしている中で、審査会をどれだけ開くのか。また、人員をどうしていくのかというのは、岬町単独で決めることも難しいので、阪南市、泉南市と現在協議を行っているところでございます。

委員の数でございますが、20の審査会のグループがございまして、委員数は100名に変わっております。

そのうちで、医師が35名、歯科医師20名、薬剤師10名、保健関係20名、福祉関係15名で回しております。

出口委員長 中原委員。

中原委員 時間のこともありますので、余りここで細かいことまではと思いますから、もうお聞きはしませんけれど、ぜひ、来年度予算において、岬町だけの話になりませんが、やはり回数を増やすこと、また、委員さんそのものを増やす必要も出てくるのであれば、そのことについても前向きに措置をご検討いただくように、これは担当と、それから町長の判断ということにもなりましようから、ぜひお困りの方に適切に対応できるように、岬町が庶務の担当を行うということでもありますから、この機会にぜひ前向きにご検討をいただくように要望しておきたいと思います。

出口委員長 ほかの委員さん。

和田委員。

和田委員 これ、今、この規約で平成31年4月1日からってということで、3年間って今言っているんですけど、そういう3年間というのはどこかに載っているのかな。それはこういうものには書かなくてもいいのですか。

平成31年始まるのはわかるのですが、終わりの日にちがないのやけど、これはどういうふうになっているのですか。

それともう1点は、今言うている、今度、岬町が庶務するということで、負担が幾らぐらい、普通でも要っていると思うんですけど、庶務をする、その庶務代というのですか、庶務するということで、幾らぐらい増やす見込みでしているのか。それをもし言えるのであれば言ってほしいのですが。

出口委員長 経費の部分ですね。

和田委員 はい。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 3年ごとにつきましては、こちらの規約では載っておらず、当時の覚書等で3年ごととするというふうに決めておりますので、こちらの規約ではいつまでするという表現は出ておりません。

あと、費用につきましては、負担額の実態になってくるかと思うのですが、均等割の部分と実績割の部分がございます。

市町村単独でやってもかかる経費については同じように均等割、報償費とかにつきましては、件数が多い市町村はそれだけ多く払っていただくということでそれぞれの実績に応じて実績割ということでやっております。

ちょっと、今、経費について手元資料にはないのですが、その分かかっております。

出口委員長 和田委員。

和田委員 経費については載っていないということは、まだ計算していないということになるのかな。  
ほかの市町村ではどのぐらい出るとか、そんなのはわかりませんか。

出口委員長 今、池下課長から手元に書類がないということで、また、後から説明を和田委員の  
ほうにしてもらえますか。

ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これですべての討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第85号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につ  
いて」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第85号は、本委員会において可決をされました。

議案第86号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する  
協議について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思  
います。

委員の皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

出口委員長 質疑はございませんか。

中原委員。

中原委員 この機会にお尋ねをいたします。

認定審査にかかる期間、これまで一度も聞いたことがなかったものですから、障害分野  
のほうですね、認定審査にかかる期間ほどの程度なのかお尋ねしておきたいと思  
います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 障害支援区分につきましては、認定申請から結果通知までの期間については統計  
のほうございません。

と申しますのも、新規の認定が非常に少なく、必要になればすぐ、月に2回審査会あ

るのですが、その場へ出してすぐ判定をおろしていただくということで、最長でも1カ月以内。必要になって最長でも1カ月以内というふうに理解しております。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第86号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第86号は、本委員会において可決をされました。

議案第87号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいですか。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 これについて、一応、今度、淡輪の火葬場については引き続き阪原さんのところとなっているのですが、それはわかるのですが、今後3年間、これするのですが、これここにずっと今まで来ているのもうわかっているのですが、どういうふうに採点してこれを出したのか、この阪原さん出してきた、その資料、これだけ見て、ここに資料を出してくれているけど、これは動物の。

出口委員長 それは後の部分ですので。今、和田委員から質疑あったように、本会議で今の内容を説明しているので、再度。

辻里課長お願いします。

辻里生活環境課長 採点の評価項目ですが、まず住民の平等利用の確保についてという項目があります、それが10点。関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理を行うための方

策についてが10点。指定管理業務について、相当の経験、知識を有する者の従事することについてが15点。施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであることが50点。施設の管理を安定して行う能力について15点。合計100点で行っております。

出口委員長 和田委員。

和田委員 本会議で説明もあってあれですけど、やはり、そういう資料があったら、私、質問しません。

そういう資料は出せないということか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部総括理事 前回、平成28年度におきまして、指定管理の選定、指定をさせていただいたときは臨時会で指定の議案を提出させていただきまして、その際は委員会付託ということがなかったものですから、審議の経過について資料を提出させていただきました。

今回、先ほど辻里が申しましたような配点の基準であったりとか、また、本会議で私のほうから審議の経過について口頭でしたけれども説明をさせていただきました。

今、そのペーパーを後で、またご配付させていただきたいと思いますので、申しわけございません。ご理解をいただきたいと思います。

出口委員長 和田委員、今の波戸元理事の説明でよろしいですか。

和田委員 後で出してくれるのであれば。

これ見て、いいですかって言われても、私はちょっと具合悪いので、資料が何かあればと思って。

出してくれているので、これかなと思ったけど、少し違うので、それで言いましたのですけど。

それは、すみません。波戸元理事、また後ほどよろしく頼みます。

出口委員長 和田委員、ちょっと尋ねますけども、これまた採決せないかんで、休憩を取って資料をいただきますか。もう、採決の後でもよろしいか。

和田委員 後で結構です。

出口委員長 また、終わってからも資料をお願いしますね。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今、資料のことがありましたので、今、口頭で評価項目についての内容と配点についてはお聞きしましたが、本会議場においてプレゼンを行った結果、平均72.6点だっ

たというふうに結果をお聞きしていたところと思います。

その後でいただく資料で構いませんので、どうしてこの平均点となったのか。5人の委員さんによるものでありますから、委員さんそれぞれ評価項目によって点数が違うのだろうと思うのですが、こんな言い方したらあれなんやけど、どの点がマイナスだったのかなというのを参考までにお聞きをしたいなと思ったものですから、その資料を後でお配りいただくのでしたら、委員それぞれの、別にどの委員が何点つけてとか、そんなのは要らないのですが、どの項目における点数の散らばりがどうであったのかということをご参考までに知りたいなと思いますので、その採点結果について、項目とあわせて点数についても資料をお示しいただきたいと要望しておきたいと思います。

出口委員長 ほかの委員さん、質疑はございませんか。

ほかの委員さんございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第87号「岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第87号は、本委員会において可決をされました。

続いて、議案第91号「岬町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明がありますので、担当課から説明をお願いいたします。

池下課長。

池下福祉課長 岬町手数料条例の一部改正について補足説明をいたします。

委員会資料は21ページをお開きください。

左側が現行の条例で規定しております指定介護サービス等の指定更新手数料の一覧で、右側が改正条例で規定している指定更新手数料の一覧でございます。

介護保険料の改正に伴い、共生型サービス事業所が新たに設けられるようになったこと

から、共生型サービス事業所の負担軽減を図っております。

共生型サービスを行う障害事業書が新たに介護保険の申請を受ける場合を想定しており、新規申請及び更新申請の手数料を1万円としております。

特に、新規申請の場合、これまでの条例では単独での申請の場合は3万円、同時申請の場合3万5,000円必要でございましたが、これを1万円に軽減するものでございます。

右の表の下3段がそれに該当するもので、共生型介護サービス、共生型介護予防サービス、共生型地域密着型サービスについて新たに条例で規定しております。

なお、同時申請とは、要介護者を対象とした共生型居宅サービスと要支援者を対象とした共生型介護予防サービスを同時に申請した場合を指します。

出口委員長 ありがとうございます。

ただいまの池下課長の説明について、質疑はございませんか。

中原委員、先にどうぞ。

中原委員 ちょっと時間が足りなかったものですから、勉強不足の状態でお聞きします。

今の話で、今回、新たにということで共生型サービスの申請を行う場合という説明でありました。

これは、仕組みそのものはそれなりに理解しているつもりではいるのですが、要は高齢者へのサービスと、それから障がい者へのサービスを一体的に行おうとするものに事業者に対するメリットということになるというふうには大枠はそう理解はしているのですが、現在、そういう事業を行っているところというのは、現在はないのですかね。

それで、現在はないということでありませうけれど、今後、そういう運営をしようと考えている事業所は岬町内にありますか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 共生型サービスの事業所は、本町では今後も考えていないということをお聞きしております。

泉佐野市以南3市3町とも非常に少ないと聞いております。

出口委員長 よろしいですか。ほかの委員さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論、どうぞ。

中原委員 安くなってええっていう考え方もあるのですが、私はこの共生型サービスというも

のに対する懸念があるのです。

今、ご答弁いただいた中で、岬町内においては現実にはそれぞれのサービスを行っている事業所においては共生型サービスに移行するというか、そういう考えはないということを知り、少しほっとしたのですけれど、本来、高齢者に対するサービスと、それから障がい者、障がい児に対するサービスというのは一体的な運用というのは非常に困難であるものなのですよ。私はそういうふうに理解しています。

ですので、これは国が旗を振って、共生型サービスというものを進めるために手数料を安く抑えようと、そういう共生型サービスを広げようと国が旗を振ってのものと理解しておりますので、指定料そのものが安くなるというのは、それは一見いいことだと思っておりますが、やはりこのことによって適切なサービスが受けられないということにつながっていきかねないものでありますから、そういう懸念から賛同はしかねるという立場でございます。

出口委員長 賛成討論の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第91号「岬町手数料条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第91号は、本委員会において可決をされました。

続いて、議案第92号「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明がありますので、担当課から説明を願います。

皆さんの手元に補足説明の資料が届いていると思います。届いていますか。

(「はい」の声あり)

出口委員長 では、辻里課長お願いします。

辻里生活環境課長 それでは、本日配付させていただきました動物火葬にかかる使用料の見直しについて説明させていただきます。

配付資料の1ページをごらんください。

昨今の高齢化の進展に伴い、ペットを飼う世帯が多く、死亡した場合は家族の一員とし

て個別火葬並びに拾骨を希望する世帯が増加しております。

また、ペット火葬及び拾骨できる公営の火葬場は近隣になく、火葬はできても拾骨はできない。また、民間業者によるペット火葬では火葬から拾骨まで行えるが、料金はペットの種類や大きさによって異なり、高額となっております。

また、平成25年度から年次的に火葬炉の耐火物の更新を行ってきましたが、動物火葬炉については個別火葬料金の見直しを行ったうえで実施として第3次集中改革プランに盛り込まれております。

次に、現行の動物火葬料は表のとおりです。

拾骨を行わない場合の町内の方は2,100円、町外の方は5,400円で、拾骨を希望する場合は倍額となっております。

次に、動物火葬の件数は表のとおりで、個別火葬の件数は平成25年度から増加傾向にあり、個別火葬で町外の方の5ヶ年平均では51件となっております。

次に、①府内の他市町村の状況と料金の比較では、多くの団体が動物の死体を一般廃棄物として清掃施設で処理しており、市外の方の処理は行っておりません。

2ページをごらんください。

拾骨ができる市町の状況をまとめており、府内では市外の方でも火葬、拾骨できる団体は3団体となっております。

参考に、近隣の和歌山県での取り扱いを表の右に記載しております。

また、中段には、拾骨がない場合とある場合での現行料金を他市町と比較した状況を記載しております。

②では、和歌山県の一部市町との料金の比較した状況を記載しております。

次に、3ページをごらんください。

③民間事業者との比較では、民間での火葬、拾骨の場合、動物の大きさと重量による料金体系となっているため比較は難しいのですが、75センチ未満で15キロ未満程度の中型犬と仮定して比較しますと、約3分の1の料金となっております。

④料金改定に当たりましては、近隣の市町を初め、府内においても動物火葬を行っている団体は少なく、個別火葬ができる団体は本町のほかに6団体のみとなっており、民間の中型犬では平均2万9,000円となっております。

これらを踏まえ、動物火葬料金のうち、町外の方で拾骨の場合の料金を現行1万800円から1万5,000円に改定するものです。

出口委員長 ありがとうございます。

今の辻里課長の説明に対しまして、委員の皆さん、質問はございませんか。

中原委員。

中原委員 すみません、質問ではないのですが、いや、質問になるな。

この資料はいつできたのですか。

というのが、私はこんなあったら早くもらわなかったら、字読むのも遅いし、理解がすぐできへんし、前もって私なりにお勉強したいと思うわけです。

それが、今聞いたら、結論はよくわかりました。岬町ってすばらしいなって、今、説明聞いていて思ったのですよね。住民サービス、この分野でよそと比較してできるだけ安い金額でこういったサービス実施してきて、そして料金も安いし、個別の拾骨もできるようにという施設を公共で維持しているっていうのはええことやなって思って聞いていたのですが、もう少し細かくいろんなことを知りたいわけですよ。

それで、今朝来てこれを、ここの席に着いてこの資料見たわけなのですが、これ、今日しかもらえなかったのですか。もし、事前にもらえるようなものであれば、これからはぜひ、波戸元さんにだけ言っているのと違いますけど、これからはぜひ早くご配付をいただきたいと要望したいと思います。

出口委員長 ちょっと待ってくださいね。

レク的时候も、こういう話を副委員長と私から要望するというで話していただきましたので、やはり、今日ではなくて、できたら連絡箱に少しでも早く入れてもらえると中原委員のような質問は出ないと思いますので、これからよろしくお願いします。

和田委員。

和田委員 22ページのこれ、金額が単体火葬で、動物ですけど4,200円が1万5,000円になったというのは、やはり何か理由があるのですか。その理由は何かな。

理由ってないのですか。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部総括理事 条例の新旧対照表をごらんいただくと一番よくわかるのですが、上にも、町内と町外と分かれていまして、4,200円というのが町内の火葬料金で、拾骨する場合は4,200円なのです。

この4,200円は拾骨をする場合の料金でございまして、今まで拾骨ができるということは備考に書いていたのですけれども、きちっと明記したほうがわかりやすいということで、単体火葬、個別火葬で拾骨ができる場合は町内の方4,200円、町外の方、今までは1万800円だったのですが、それを1万5,000円ということに改定をさせていただき案を提案させていただいたということでございます。

出口委員長 和田委員。

和田委員 ちょっと勉強、私できない中ですけど、同じ書くのであれば、ここへも町外と町内と  
いうのですか、ちょっと書いといてもらえば、何でこんな上がったのかなと思って聞いて  
いたのですが、これもまたできたら、すみませんけど、もう少しわかりやすいよう  
に、えらい悪いな、細かいことまで言うてなんですけど。

1万5,000円って上がったのは、これは町外になるわけですか、これは。そうす  
か。

はい、わかりました。

出口委員長 よろしいですね。

松尾委員。

松尾委員 確かに、これええことだと思うのです。町にとってメリットですよ。

お聞きしたいのは、周知方法ですね。ホームページは基本的にはあるのでしょうか、  
それ以外に何か考えてらっしゃることがあれば教えていただきたいと思います。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部総括理事 基本的には、ホームページのほうでお知らせをするというこ  
とですけども、町外の方の料金ですので、電話でお問い合わせをいただく、あるいは直  
接火葬場のほうに、こういう場合はできるかというお問い合わせがあるということで、  
あくまでも町外の方を対象としていますので、ホームページ以外では特に今は考えてお  
りません。

出口委員長 松尾委員。

松尾委員 多分、そういう火葬場を持ってらっしゃらない町外の事業所って多分あると思うので  
すよ、こういった関係の。

そういった関係のところとの連携みたいなところが普及していけば、きっと岬町のあそ  
こがいいよということになってくるやろうし、交流人口も増えてくる、ちょっとしたこと  
でしょうけど。

そういうところを考えていただくのもいいのかなと、これは提案です。

出口委員長 提案、要望でよろしいですね。

副委員長。

竹原副委員長 一つ教えてください。

1万800円が1万5,000円になるということなのですが、町内の方は4,200  
円なのですが、この手間にかかる原価といたら何なんですけど、手間が1万円ぐらい  
かかっている、町内の方でしたら4,200円という原価計算というのはあるのかな。

やはり、燃やすに当たって燃料とか、人件費等々かかるのですが、そういう計算等々あ

れば教えてください。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部総括理事 現在、淡輪火葬場につきましては、指定管理を行っておりまして、指定管理料を支払っております。

その中には、火葬場にかかる、先ほど申しました燃料費であるとか、あるいは人件費であるとかいうものにつきましても全てを含んでおります。

それらと1体当たりで割りますと、約1体当たり2万6,000円ぐらいの経費になっているという状況でございます。

出口委員長 副委員長。

竹原副委員長 資料を出していただいて、民間のところはやはり約3倍かかる、3万円ぐらいかかるのかな。そういう原価というのはどこも一緒に。それを岬町に持ってきてくれたら半分でできるということになるのかな。

できたら、もう少し高くてもいいのかなとは思ったのですが、その辺、また様子見て変更あるときはまた提案していただけたらと思います。

今回は、1万5,000円ということで、納得しました。

出口委員長 波戸元理事。

波戸元しあわせ創造部総括理事 民間においては、例えば骨つぼの用意であったり、あるいはお寺さんと呼んでの供養であったりというような費用も含めての金額を設定しているところが多いでございます。

あくまでも、私どものほうでは火葬場だけですので、動物の火葬のみで拾骨ができると。その場合は、指定管理者でそれらの骨つぼの用意であったりとか、あるいはお坊さんと呼んでほしいとかいうことにつきましては、これは指定管理者のほうで火葬場の利用ということから、新たな事業ということも考えられますので、それも含めて、それも指定管理者で企画なりをしていただけたところかなと思います。

金額につきましては、今回1万5,000円ということですので、年次的な料金の改定ということもまた検討してまいりたいと思います。

出口委員長 ほかの委員さん、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第92号「岬町火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

出口委員長 満場一致であります。

よって、議案第92号は、本委員会において可決をされました。

続いて、議案第93号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

出口委員長 では、質疑を受けます。

中原委員。

中原委員 お昼まで思ったより時間があるのでお尋ねいたします。

今回、議案の提案理由としましては、これは先ほどの議案第91号と同じようなものか、同じものに端を発するものと理解しているのですが、特例に関する規定を整備するためと提案理由にございました。

それで、ちょっと条例等の中身についてももう少し詳しく、何がどう変わるのかという、少しご説明をいただければありがたいなと思います。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長兼健康ふれあいセンター所長 介護保険法による平成30年の改正に伴うものでございまして、共生型サービスについて基準のほうは定められておりまして、市町村条例においても平成30年4月1日から1年の間で条例を整備しなさいということで今回条例のほうを上げさせていただいております。

第1条においてなのですが、第78条の2の2、第1項各項というのは何を指すかと申しますと、こちらのほうは共生型地域密着型サービス事業所の特例というのを定めておりまして、特例というのは何かと申しますと、例えば障がいの事業所と介護の事業所では人員の基準が違います。

例えば障がいの事業所では、サービス管理者という名称のものが介護保険のほうは生活相談員となっていたり、あるいは人員配置の置き方、障がいのほうでは支援区分に応じた人数の置き方を定めているのが、介護保険では一律3人に1人というような置き方である

とか、そういった基準の違いというのがあるのですが、こちらのほうでは、その基準が違っていても障がいの基準を満たしておれば介護保険法において基準を満たしているところを読むという特例を定めておると。そこを引用しているものでございます。

あと、第3条につきましては、これは記録の保存年限なのですが、国は2年と保存年限決めているのですが、岬町では5年としておりますので、それを整理するために条文を追加しているものでございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 今、1点目にお答えいただいた中身についてもう少しお聞きするのですが、人員等の配置基準が違うということがありました。

少し具体的に聞くのですが、例えばある事業所で障がい福祉サービスと介護保険法によるサービスを一体的に行うとなったときに、必要な人員について、今、例えばということでお示しいただいたのが、障がい福祉サービスでは生活相談員でしたか、にということを挙げられたかな。介護保険法においては、忘れてしまいましたけど、サービス責任者かな、ケアマネジャーか、わかりませんが、要は、私がちょっと今聞いていて心配に思ったのが、1人の人がそれぞれのところで同じような役割を担うということで、別々に事業を行っていたら当然1人ずつ配置ということになるのが、一体的に行うということは、それが1人にできるということなのかなって、意味わかりますか。

何かそれが少し心配に思ったのですが、そういうことなのですか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 大変説明が下手くそですみません。

例えば、障がい福祉サービスの人員基準というのが定められておまして、その基準はあくまでも守っていただかないといけない。ただ、介護保険の指定はそれでも共生型として受け入れるよということで、障がいの枠組の中での基準を守っていただいたら介護の指定も共生型として受けられるということですので、介護の人が増えたからといって障がいの基準を守らなくてもいいというわけではないということで、障がいの基準の中で介護の事業も共生型としてやってくださいねという考え方でございます。

反対に、介護から障がい事業所を併設して、例えば65歳以上のデイサービスでも若年層の方も引き受けるとなったら、今度は介護のサービスの指定の基準の中で事業してくださいということなので、ある一方の基準の中で守っていただいたら、それは法的には問題ないよという考え方でございます。

出口委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと、多分私まだ余りちゃんと理解できてないのですが、池下さんの説明が悪

いのではないと思うのです。はっきりと申し上げますけど、私の勉強不足によるものでございます。

それで、私が心配していることは何かというのは、多分、担当者であればわかると思うのですが、この私の心配は心配に値しますか、それとも心配しなくてよろしいになりますか。

出口委員長 池下課長。

池下福祉課長 障がいには障がいの特性というのがございます。障がいのいろんな特性というのがございまして、それに応じてサービスのほうを提供しております。

それに応じて利用しておりますので、だからといって、縦割りを横割りということで、それを高齢者も児童も一緒にやるということについては、やはりサービスの低下の恐れもあるのではないかと危惧はしております。

やはり、個々それぞれに応じた対応はしていかないといけない。幾ら共生型であってもそういったことはやっていかないといけないというふうに担当課としては考えております。

出口委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、賛成、反対どちらですか。

反対討論どうぞ。

中原委員 先ほどの私の質問に大変担当としては答えにくいかなと思われるようなことをお聞きしましたけれど、サービスの低下の恐れがあると、可能性の範囲ということではありましたが、やはりサービス低下が生じる恐れがあるというお答えもあつたとおりで、私も心配しているのはそこなのですよ。

先ほど、議案第91号の中でも申し上げたとおり、障がい者(児)に対するサービスと、それから高齢者、介護保険法に基づくサービスというのは、当然違ってきて当たり前ですので、それを一体的に運用させようと国は目論んでいるわけですが、それをこの岬町においても広げることになるのはよくないと、現時点ではその可能性は非常に低いようでありますけれど、これを許してしまうと将来、それこそサービス低下の恐れにつながっていくということだと思いますので、賛成しかねるという立場であります。

出口委員長 賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

出口委員長 これでは討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第93号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

出口委員長 挙手多数であります。

よって、議案第93号は、本委員会において可決をされました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件10件については、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時42分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記  
するため、ここに署名する。

平成30年12月11日

岬町議会

委 員 長 出 口 実